

鹿屋市保育所等給食支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市保育所等給食支援事業実施要綱（令和4年鹿屋市告示第236号）の一部を次のように改正する。

第1条中「コロナ禍における原油価格及び物価の高騰等」を「物価高騰」に改める。

第2条中「幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園」を「認定こども園」に、「補助するものとする」を「支援するものとし、鹿屋市保育所等給食支援事業費（以下「事業費」という。）を交付する」に改める。

第3条の見出し中「補助基準額」を「基準額」に改め、同条中「補助基準額」を「事業費の基準額」に改める。

第4条の見出し中「補助金額」を「事業費の額」に改め、同条中「補助金」を「事業費」に、「補助基準額」を「基準額」に改める。

第5条第1項中「補助」を「支援」に、「次に掲げる書類」を「市長が必要と認める書類」に、「、給食を実施した月の翌月末日までに、市長に」を「、市長に」に改め、同項中第1号及び第2号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請書兼請求書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 令和5年4月から同年9月までの間における給食の実施分 令和5年10月31日

(2) 令和5年10月から令和6年3月までの間における給食の実施分 令和6年3月15日

第5条第3項中「前2項」を「第1項」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「補助金」を「事業費」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

鹿屋市保育所等給食支援事業費支給申請書兼請求書
【 年 月～ 年 月分】

年 月 日

鹿屋市長 様

所在地
法人名
施設名
代表者氏名

印

鹿屋市保育所等給食支援事業費の交付を受けたいので、鹿屋市保育所等給食支援事業実施要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

請求金額 円

(内訳)

	単価 (月額) ①	物価 上昇率 ②	③ 月 初 日 児 童 数						請求金額 (①×②×③)
			月	月	月	月	月	月	
1号認定	円	%	人	人	人	人	人	人	円
副食費	円	%	人	人	人	人	人	人	円
2号認定	円	%	人	人	人	人	人	人	円
副食費	円	%	人	人	人	人	人	人	円
3号認定	円	%	人	人	人	人	人	人	円
合計			人	人	人	人	人	人	円

【チェック項目】

以下の項目に該当している場合、を付けてください。全ての項目を満たしていない場合、申請はできません。

- 物価上昇に起因する給食費の値上げは行っていません。
- 給食を月10日以上実施しています。

鹿屋市保育所等給食支援事業費支給申請書兼請求書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。

なお、虚偽の請求等を行ったことが判明した場合には、鹿屋市保育所等給食支援事業費を返還します。

振込先

金融機関名・支店等名		預金種目	
銀行・信用金庫 農協・信用組合		支店 出張所	口座番号
口座名義			

別記第2号様式を削る。

附 則

この要綱は、令和5年8月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。